

○北海道警察個人情報等管理委員会の構成等について

令和5年3月30日

道本総第4752号

／警察本部各部、所属の長／警察学校長／各方面本部長／各警察署長／宛て北海道警察における個人情報等の管理に関する訓令（令和5年警察本部訓令第15号。以下「訓令」という。）第8条第3項の規定に基づき、下記のとおり、北海道警察個人情報等管理委員会（以下「委員会」という。）の構成及び運営に関し必要な事項を定め、令和5年4月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

記

1 構成

委員会は、委員長のほか、副委員長及び委員をもって構成し、それぞれ次に掲げる者をもって充てる。

副委員長 総務部首席参事官
委 員 総務部参事官兼総務課長
警務部首席参事官
生活安全部首席参事官
地域部首席参事官
刑事部首席参事官
交通部首席参事官
警備部首席参事官
札幌市警察部企画課長
サイバーセキュリティ対策本部参事官
警察学校副校長

2 任務

委員会は、訓令第2条第7号に規定する保有個人情報等（以下「保有個人情報等」という。）の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報等の管理に係る事故が発生した際の再発防止計画等保有個人情報等の管理に関する重要事項を審議するものとする。

3 運営

- (1) 委員長は、必要に応じて委員会を招集し、その審議を主宰する。
- (2) 委員長に事故があるときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (3) 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し委員会への出席を求めることができる。

4 庶務

委員会の庶務は、警察本部総務課警察情報センターにおいて処理する。

5 その他

委員会で審議すべき事項のうち、警察本部部長会議運営要綱の制定について（平14. 10. 2道本総（企）第104号）第3に掲げる事項に該当するものとして、北海道警察処務規程（昭和45年警察本部訓令第2号）第19条に規定する警察本部の部長会議において審議したものについては、当該審議をもって委員会における審議に代えることができる。